

神戸市福祉乗車証交付要綱の一部改正（案）の概要

1 趣 旨

福祉乗車制度は、昭和 43 年に市バス、市電を対象に制度が発足し、その後、対象者及び対象交通機関の拡大など、数度にわたる制度の拡充が図られており、現在、障害者の方をはじめ、母子世帯、生活保護世帯、原爆被爆者、戦傷病者等、全市で約 9 万人の方に利用されています。

〔現在の対象交通機関：市バス、市営地下鉄、神姫バス、山陽バス、神鉄バス、阪神バス、
阪急バス、ポートライナー、六甲ライナー〕

本制度は、対象者の方々の社会参加の促進と移動支援を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的として実施しているものですが、制度を維持していく上で、交付枚数の増加に伴う財政負担の増大、利用実績の把握が困難な点及び他の移動支援施策との関係の整理などが問題となっています。また、神戸市行財政改善懇談会においては、受益と負担の観点から事業の見直しの必要性が指摘されており、福祉施策全体から制度や負担のあり方を検討していくことが求められています。

このような状況を受け、神戸市では、市民代表や学識経験者などをメンバーに「神戸市福祉乗車制度のあり方検討会」を開催し、本制度の今後のあり方について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く検討を行ってまいりましたが、平成 24 年 9 月に報告書が提出され、今後の見直しの方向性が示されました。これを受けて、神戸市では、報告書の内容を尊重し、本制度の安定的な維持、継続の観点から、制度の見直しを行い、交付要綱の一部改正をすることとしました。

2 改正案の概要

(1) 交付対象者の見直し

生活保護世帯及び、70 歳以上の生活保護受給者については対象から除外します。

(平成 25 年 5 月 1 日から)

(ただし、障害者、母子世帯、戦傷病者、原爆被爆者に該当する方は、生活保護世帯であるか否かに関わらず引き続き交付対象です。また、70 歳以上の生活保護受給者で、神戸市内に住民登録がある方は、敬老優待乗車制度の対象となります。)

(2) 福祉乗車証の IC カード化

平成 25 年度発行分より福祉乗車証の IC カード化を行います。ただし、小学生以下の対象者については従来どおり磁気券で発行します。IC カード化の概要は次のとおりです。

- ① 有効期限が券面記載の期限（10 年を予定）となります。
- ② IC カードを改札機等の IC カード読み取り部にタッチすることで使用できます。
- ③ 身体障害者第 1 種、精神障害者 1 級、知的障害者の方には本人用の IC カードと介護のために同乗する介護者が使用するための介護者用の IC カードを交付します。

3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。